

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「（仮称）四時風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和7年6月12日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）四時風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県いわき市田人町
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 最大80,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和7年 3月28日
環境大臣意見受理	令和7年 6月 6日
経済産業大臣意見	令和7年 6月12日

問合せ先：電力安全課 小西、木全  
電話03-3501-1742（直通）

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「（仮称）四時風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及び周辺においては、複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。

このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（4）事業計画の見直し

上記（1）から（3）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避し、又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（5）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性がある住居も複数存在していることから、稼働時における騒音に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

### (3) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、大部分が森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林であるほか、いわき市水道水源保護条例（平成4年いわき市条例第3号）に基づき指定されている水道水源保護地域であり、さらに河川及び沢筋が存在することから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等によ

る水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及び取水地点の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### (4) 鳥類等に対する影響

想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカのほか、サシバ、ハチクマ等の生息が確認されていることに加え、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき茨城県指定鳥獣保護区に指定されている定波鳥獣保護区等が存在する。これらのことから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずること等により、鳥類等への影響を回避し、又は極力低減すること。

#### (5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査（特定植物群落）で特定植物群落に選定された「四時川のイヌブナ林」等、同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヨシクラス、アブラツツジーイヌブナ群集等の植生が存在することに加え、想定区域の大部分が森林法に基づき指定されている水源かん養保安林となっていることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避し、又は極力低減すること。

#### (6) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）に基づき指定されている花園花貫県立自然公園及び福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）に基づき指定されている勿来県立自然公園が位置しており、当該自然公園内には「和尚山」、「仏具山」等の主要な眺望点が存在しているほか、自然公園外においても「朝日山」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設について、その利用状況、そこからの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避し、又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。